

## 請願・陳情は？

市議会では、市民のみなさまの要望を請願、陳情として受け付けています。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情と呼んでいます。請願書も陳情書も同じ扱いであり、どなたでも提出することができます。

提出された請願書や陳情書は、議長が受理し、その後、定例会で関係する常任委員会等に付託し、最終的に本会議で採決し、議会としての結論を出します。

審議結果が確定すると、議長はそれを提出者に通知します。採択したものは、国会・政府関係機関等に意見書を提出したり、必要に応じて市長に送付し、その実現を求めます。

## 請願・陳情の提出は？

様式は問いませんが、次の書式例を参考にし、用紙はできるだけA4サイズを使用してください。

請願書には議員1名以上の紹介議員が必要です。陳情書には必要ありません。

請願（陳情）書には、邦文を用いて、趣旨、提出年月日並びに住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印のうえ、定例会の告示の前日17時までに議会事務局に持参してください。

趣旨はできるだけ簡潔に記載してください。

請願・（陳情）者が2人以上の場合は代表者を定め、それぞれ住所、氏名を連記し、押印してください。

道路など特定の場所に関するもの場合は、その位置がわかる略図を添付してください。

国会・政府関係機関等に意見書の提出を求める請願（陳情）には、意見書の例を添付することをお願いしています。

そのほか詳細については、議会事務局（ : 0865-44-7010 ）へお問い合わせください。

平成 年 月 日

浅口市議会議長

殿

請願者（陳情）者

住所

氏名

印

紹介議員氏名（署名又は記名押印）

注 陳情書には紹介議員が要りません。

件名 \_\_\_\_\_ に関する請願（陳情）

趣旨

---

---

---